

新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和3年12月【第11報】



1. 農業者への支援

- 稲作農家経営継続支援事業 p. 1
 - 農林業災害対策資金利子補給金〔拡充〕 p. 2
- ## 2. 申請期限の延長
- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金〔申請期限の延長〕 p. 2
 - 生活福祉資金（緊急小口資金）貸付【特例貸付】〔申請期限の延長〕 p. 2
 - 生活福祉資金（総合支援資金）貸付【特例貸付】〔申請期限の延長〕 p. 2

1. 農業者への支援

次期作に必要な種苗等購入費を
支援します（稲作農家経営継続支援事業）



農林振興部農業政策課
☎22-1135

◆稲作農家経営継続支援事業とは

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による
外食需要の減少などによって、米の消費が落ち
込んだことにより米価が下落しており、農業経
営の悪化が危惧されるため、農家が営農意欲を
失わないよう次期作へ向けて支援するものです。

◆対象となる方は

令和3年産主食用米を生産した、作付面積10
アール以上の市内の農家で、次年産以降も営農
を続ける方

◆給付額は

作付面積10アールあたり 4,000円

- ※生産の目安を上限とします。
- ※農業再生協議会のデータを基に算出します。
- ※農業委員会を通さず、個人間で農地を賃貸借している場合
は、土地所有者に支給します。
- ※交付対象面積は、自家消費相当分として、一律10アールを
控除します。

◆申請期限は

令和4年1月14日まで

◆申請方法は

該当者に対し、市から申請書を送付します。
申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添
付して、市農業政策課または各総合支所へ提出
してください。

◆申請に必要なものは

- ◇申請書
- ◇振込口座と口座名義が分かる通帳等の写し